



第3次中間市

人権教育・啓発に関する基本計画

- 概要版 -

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)

市民等による人権擁護の確立された差別のない

「人にやさしい、愛のまちなかま」



令和2年3月
中間市



本市では、基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり、わが国の憲法でうたわれた「全ての国民は法の下に平等である」との理念を踏まえ、市民一人ひとりが差別を許さず、基本的人権を守り尊重する地域社会の形成に向けて、人権が守られ大切にされる総合的な対策を進めてきました。

しかしながら、家庭・学校・地域社会など社会生活のさまざまな局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病（元）患者などに対する差別や偏見が依然として存在しています。

また、国際化、少子高齢化、高度情報社会の進展などを背景にして、高齢者や児童などに対する虐待や学校における「いじめ」、インターネットなどによる差別的な書き込み、ヘイトスピーチ、性的少数者に対する偏見など、新たな人権問題が発生しています。このような状況のなか人権意識の高揚は、すべての市民がいきいきと安心して暮らせる生活環境づくりをめざす本市においては極めて重要な課題となっています。

「第3次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、上述した人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ必要な見直しを行うものです。また、前計画である第2次同基本計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、2000年（平成12年）12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進していくために策定することを目的としています。

さらに、本基本計画に沿って、全庁的に各課が人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的により推進し、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指します。

加えて、本基本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検・評価し、その結果をこれからの施策に反映させ、実効ある施策の推進に努めます。



基本理念（めざす姿）

① 人権の定義

人権教育・啓発とは何かを考え推進していくためには、まず「人権」とは何かという概念について共通した認識を持つ必要があります。

人権の概念は時代とともに変化しており、専門家の間でも統一した見解はないとされています。18世紀のフランス人権宣言に代表される、思想・良心、表現の自由、信教などの自由権から、20世紀の「世界人権宣言」や日本国憲法において保障されている基本的人権には、教育や社会保障を受ける権利などの社会権を含む概念となっています。

近年は、「環境の権利」や「発展の権利」など地球資源の有限性や環境との共生などの観点から世界中の人々の連帯によってはじめて実現できるような内容にまで広がってきています。

「人権尊重のまちづくり」は思想・良心、表現の自由、信教などの自由権とは異なっているようです。多くの人が「人権」という言葉でイメージしているのは、一人ひとりが人間として生きていく上で欠かすことのできない、誰にとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものを指しているとされており、以下のことを、この計画でいう人権として定義します。

「人権とは、一人ひとりが人間として生きていく上で最も大切に守るべき権利であり、人が人として尊厳ある存在として平等な配慮と尊重を受け、社会において幸福な生活を営むのに欠かすことのできない権利である。」

私たちは自分の「人権」が侵害されていることを気づけなかったり、気づかないうちに他人の「人権」を侵害している可能性があります。自分や他人の「人権」を尊重するためには、まず「人権」とはこういったものなのかを知ることが大切であり、

一人ひとりが人間として生きていく上で欠かすことのできない権利の例を以下に示します。

- 「安心」… 「いやだ」と思うことをされなくて、安心して生活を送ることができる。
- 「自信」… ありのままの自分を大切にすることができる。
- 「自由」… 自分で生き方を決めることができる。

② 基本理念（めざす姿）

私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重するという思いを育て、日常生活のなかで人権尊重が自然に態度や行動として表れるような文化が定着している社会を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

市民等による人権擁護の確立された差別のない 「人にやさしい、愛のまちなかま」

差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がい者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図ります。このことにより市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現します（「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例（改正 平成 31 年 3 月 11 日条例第 3 号）」より）。

これからの 5 年間において、この「基本理念（めざすべき姿）」を市民一人ひとりが実現していくための取り組みを推進します。

市民一人ひとりが日常生活の中で、基本理念を意識して行動していくことで、本市で育つ子どもから大人まで、誰もが自分らしい生き方をすることができるとともに、人権問題を地域社会全体で解決しようとする力を育てることにつながります。その力を高めていく営みを継続しながら、差別や偏見を見抜き、許さない、市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」の実現を目指します。



本計画の性格及び役割

① 本計画の性格

基本計画は、次の性格を有しています。

- ①「全ての国民は法の下に平等である」との憲法の理念の下に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に沿って、同和問題をはじめとしてあらゆる人権問題の解決を目指します。
- ②人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民と行政であるとの認識の下に、本市における人権教育・啓発の基本的な在り方を示すものであり、市民、行政機関、事業所、民間団体などがそれぞれの役割をふまえた上で連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進します。
- ③本市は人権に配慮した行政であるとの認識の下に、市民一人ひとりの人権意識を高めさまざまな差別や偏見の解消を図ります。
- ④2018年(平成30年)に実施した「中間市人権問題に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)などで明らかになっている本市の実態に基づき、家庭・学校・地域社会・職域などさまざまな場を通して、関係するすべての人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これに共感し体得できるよう策定します。

② 本計画が担う役割

本計画は以下の役割を担うことを目的に策定しました。

人権をめぐる現状の明示

市民一人ひとりが人権をめぐる現状や課題について正しく認識し共有するための内容を明示します。

あらゆる場における取り組みの必要性の明示

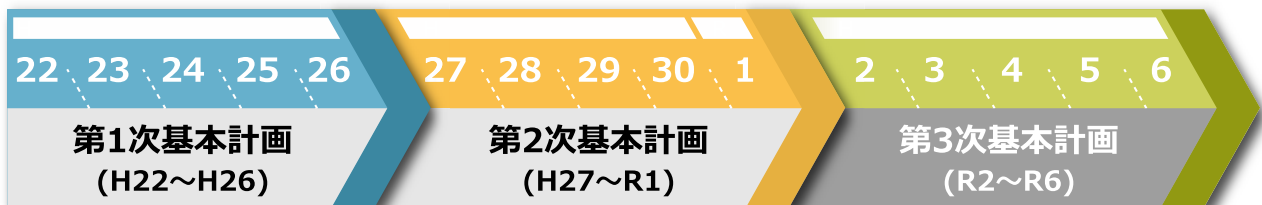
人権教育・啓発は学校、行政、民間団体、家庭や地域など日常のあらゆる場面で行う必要があり、市民一人ひとりがあらゆる機会を通して取り組みを進める必要性を明示します。

人権教育・啓発の方向性の明示

本市における人権教育・啓発を進めていくにあたり、市民の主体的な取り組みを支援していくための取り組むべき内容や具体的施策の方向性を明示します。

本計画の位置づけ

- 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「福岡県人権教育・啓発基本指針（改訂）」及び本市の「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例（平成31年4月1日施行）」の趣旨に沿って策定します。
- 「第2次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」の計画期間が終了することから、新たにその趣旨を継承し人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために「第3次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定します。
- 本計画は「中間市第4次総合計画」に盛り込まれた「第6章 市民との協働交流による開かれたまちづくり ～人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり～」に基づく人権教育・啓発に係る施策の推進に関する部門別計画としての役割を有します。
- 本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします



基本理念を実現していくための基本姿勢

本市が取り組んでいる人権教育とは、家庭・学校・地域社会・職域その他のさまざまな場を通して、市民一人ひとりがその発達段階に応じ、人権尊重に対する認識を深め、正しく身につけることを目的とした教育活動です。人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を市民の間に図ることを目的としており、そのために多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を基本姿勢としています。

① 人権教育・啓発活動の推進

人権が尊重される社会を築くため、市内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識としてとどめるのではなく、自らの課題として受け止め、あらゆる場面に活かすことができるような人権意識の高揚を目指します。また、市民に人権文化※を広く定着させるためには、人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が人権について主体的に学び、自らが行動していくことが必要です。市民の誰もが生涯を通して、人権問題を身近な学習課題のひとつとして、日常生活の中で活かしていけるよう人権教育・啓発活動を継続的に推進します。

※人権文化～あらゆる人々が自己だけでなく、他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化している状態です。

② すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

人権の基本は、人間の多様性の存在とともに、お互いの違いや異なる考え方や生き方を認め合うことです。すべての人々が人間らしく生きる権利を有し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現が求められています。人権が尊重される社会を実現するため行政と地域社会が一体となって、交流や体験活動などを積み重ねながら差別を認めず許さない社会風土を培い、ノーマライゼーション※の考え方を反映した、共に生きていく社会の実現をめざします。

※ノーマライゼーション～社会は、男性や女性、子どもや高齢者、健康な人や病気の人、障がいのある人やない人などさまざまな人で構成されているのが普通であって、そのことを肯定し認識して、これをもとに社会づくりを目指そうとする考え方です。

③ 市民参画による人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、地域全体で取り組むことが必要です。また、人権に関する市民ニーズが多様化する中では、さまざまなまちづくり活動をしている市民活動団体などとの連携や協働が重要となります。

このため国、県などの行政機関はもとより人権擁護委員や民生委員・児童委員、地域社会、事業所、市民活動団体などと連携・協働していくとともに、市民が参画できる人権尊重の行政を推進します。

基本理念を実現していくための基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の4つの目標を定め人権教育・啓発を推進します。

基本目標

① 人権問題を解決しようとする力を育てる

子どもから高齢者まで、目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力や差別や偏見に対して敏感に気づく心を育て、正しく理解し気づくための取り組みを推進します。

基本目標

② 人権についての正しい知識と理解を育てる

人権は市民一人ひとりが自ら確認し、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、慣習、差別や偏見が人々の日々の生活に与える影響など、人権に関する正しい知識を深めていくための取り組みを推進します。

基本目標

③ 人権文化推進の担い手を育てる

人権文化の基盤は、さまざまな理由で教育を受ける機会を奪われ、もしくは奪われている人々への教育の機会を保障することや、お互いを大切な存在として認め合うことです。このような基盤を支えさらに拡充していくための重要な社会資源である人権文化推進の担い手を育てる取り組みを推進します。

基本目標

④ 人権問題を解決する環境を整える

いじめや虐待、セクハラ、パワハラなど、人権が大切にされていない状況下では人権についての知識や理解を根づかせることはできません。市民などの人権意識が定着できるよう人権教育・啓発を効果的に推進でき、人権が大切にされる環境を整え、根づかせる取り組みを推進します。

人権教育・啓発に関する施策の方向性

市民一人ひとりが日常生活を通して人権について理解することが必要であり、学校だけでなく、家庭や地域、職場などあらゆる場において、生涯を通して人権問題を学習し、人権意識を醸成していかなければなりません。特に、市民が自らの権利を正しく行使することの意義を認識し、他人に対して公正・公平であり、お互いの人権を尊重することの必要性や人権に係わるさまざまな課題などについて学び、人権尊重の思いを日々の生活の中で活かしていくことが求められています。

このような観点から、市は家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場において、そのニーズに合った人権教育・啓発に努めるとともに、市民一人ひとりが暮らしの中で人権を守り尊重しあう生き方の基礎を培える環境を整えるための取り組みを行います。

① 人権問題を解決しようとする力を育てる

市民意識調査で今後、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れるべきかを聞いたところ、43.2%の人が「学校内外の人権教育を充実する」を挙げ、最も割合が高くなっています。

人権課題を解決していくには、啓発広報活動や学校内外での人権教育の充実を図ることが重要であり、すべての市民が、目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力や差別や偏見に対して敏感に気づく心を育て、正しく理解していくための取り組みを推進します。また、参加型学習などさまざまな方法を工夫して解決につながる技能を身につけていくための取り組みを推進します。



① 就学前における人権教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、人権教育をはじめとするすべての教育の出発点となります。このため人権尊重の精神と態度の育成は、幼い頃からはじめることが重要であり、就学前教育の充実に努めます。また、家庭においても、保護者自身が日常生活のあらゆる場面において、偏見を持たず差別しないことを子どもに示すことが重要であり、その実現に向けて、保護者への啓発機会を拡充するよう努めます。

取り組みの方向性

- 就学前教育の充実
- 家庭、地域などとの連携

② 学校における人権教育の充実

人権教育の推進に当たっては、校長をはじめ教職員一人ひとりが児童・生徒の実態をきちんと把握し、学校における個々の教育課題を明確にし、共通理解に立ち課題解決にあたる必要があります。このため、指導する立場の教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、児童・生徒一人ひとりの人権が守られる環境を整え、その発達段階や理解度に応じ、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実に図ります。

取り組みの方向性

- 人権尊重の視点にたった学校づくり
- 校内推進体制の確立
- 家庭、地域などとの連携
- 心の教育の充実



③ 社会及び家庭における人権教育の促進

今日、人権問題はますます複雑化・多様化しています。このため市民一人ひとりが人権を尊重したまちづくりに向けて主体的に参加することを促しながら、学びたくなる学習活動を通してさまざまな人権問題に関する総合的な理解を目指します。

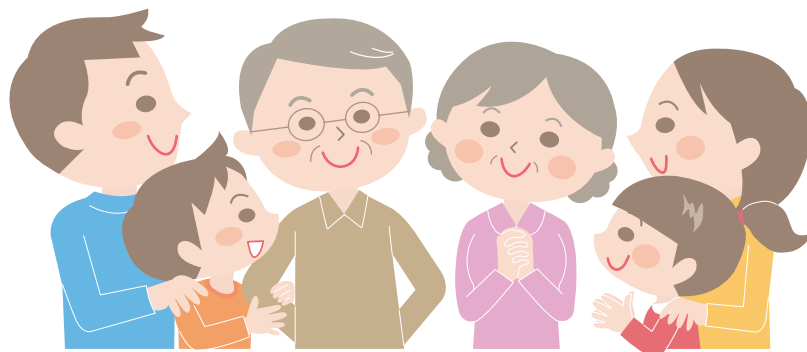
また、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や言動に反映させる実践的な人権感覚を身につけられるよう、効果的な人権教育を進めます。

そのために、多様な学習機会の提供とともに、学習成果の活用に努め、学習の場と体験的な実践活動の場を結びつけるなど工夫を図りながら、生涯における重要なテーマとして位置付け、人権教育の充実を推進します。

さらに地域社会の実態に応じた学習活動を取り組むため、地域社会における指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努め、効果的な人権教育の推進に努めます。

取り組みの方向性

- 学習が実践活動に活かされる学習体系の整備
- 多様な学習プログラムの提供
- 市民活動団体との連携・協働による学習機会や実践活動の場の提供
- 地域社会・家庭への人権教育の取り組み
- 担当者・指導者に対する研修の推進



② 人権についての正しい知識と理解を育てる

人権は市民一人ひとりが自ら確認し、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、慣習、差別や偏見が人々の日々の生活に与える影響など、人権に関する正しい知識を深めていくための取り組みを推進します。

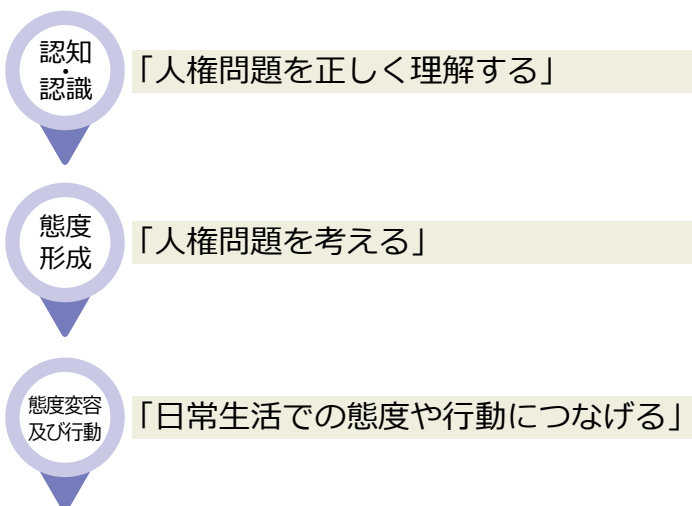
① 実践につながる啓発活動の推進

人権啓発の取り組みでは、市民一人ひとりが人権に関する知識を習得し、正しく理解を得られるように促すことが重要です。人権全般に係わる理念や、個別の人権問題などについて、まず知ってもらい、認識してもらうことで、市民一人ひとりが人権について考え、人権意識の高揚につなげていくことを目指します。

また、市民一人ひとりの意識の中で人権に関する理解が深まったとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に示さなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながりません。このため、得られた知識や人権意識などを、日常生活の中での実践につなげていくための取り組みを推進します。

取り組みの方向性

- 認知・認識から行動に結びつける啓発



以上、3つの段階を意識した啓発活動を展開します。

② 市民に対する啓発活動の充実

啓発の実施にあたっては、多くの人に、記憶に留まる強い印象を与えられることが重要です。このため、市民のさまざまな状況に合わせ、可能な限り多くの機会をとらえて、さまざまな手法で啓発を行います。



取り組みの方向性

- 市民に対する啓発活動の充実
- きめ細かな啓発活動の推進
- 相談機能の充実
- 人権センターの充実
- その他の啓発活動の充実



③ 民間団体・事業所における啓発活動の促進

基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては、民間団体※、事業所での自主的な取り組みの展開が必要です。また、教育・啓発の効果的な推進を図るため、国・県などの関係機関と緊密な連携と協力を保つことが必要です。

民間団体や事業所に対しても、教育・啓発を計画的に取り組んでもらうよう働きかけるとともに、研修教材や情報の提供などを行い、教育・啓発の積極的な推進が図られるよう連携を深めていく必要があります。

※民間団体～「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」であり、具体的には財団法人、社団法人、特定非営利活動法人などのほか、いわゆる任意団体も含まれます。企業や地方公共団体は除かれます。

取り組みの方向性

- 民間団体や事業所への研修支援
- 民間団体や事業所への情報提供



③ 人権文化推進の担い手を育てる

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、さまざまな分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通して人権教育及び啓発の取り組みが必要です。

特に人権と深いかわりのある特定の職業（教職員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、労働行政関係職員、消防職員、公務員などの業種）に従事する人に対しては、人権尊重の精神を涵養するための研修を実施していくことが必要不可欠であり、このような基盤を支えさらに拡充していくための重要な社会資源である人権文化推進の担い手を育てる取り組みを推進します。また、この基本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、実際にその職務に携わる個々の職員自身の人権意識の高揚と、職員が市民に対し人権の大切さを正しく理解してもらえるような実践力の向上が必要となってきます。このため、特に職種・職務に応じて計画的・発展的な研修を実施するとともに、効果的な方法に留意しながら、人権尊重の理念についての理解と認識を高め、実践力を身につけるための研修に取り組みます。

① 行政職員における人権研修などの充実

地方自治体は、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任と役割があります。この責任と役割を果たすためには、行政に従事する職員の一人ひとりが国際人権規約※の視点や日本国憲法の理念を遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととして捉え人権に対する理解と認識の確立が必要です。このため、行政職員一人ひとりが、人権文化の担い手のリーダー的な役割を果たしていくことをめざした研修を積極的に実施します。また、それぞれの職務内容に応じた人権意識、知識をもって職務に対応できるよう、それぞれの部署における研修の充実に努めます。

※国際人権規約～世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され1976年に発効。日本は1979年に批准しました。

取り組みの方向性

- 職員研修の充実



② 教職員などにおける人権研修などの充実

教育の果たす役割は、人権を尊重する意識を日常的に定着させるために極めて大きいものがあります。教職員は児童・生徒の心身の成長発達を促進し、支援する役割を担っていることから、確かな人権感覚を備えるとともに、人権尊重の理念を根底においた教育活動を展開することが求められます。このため教職員自身が人権課題についての認識を深め、確かな人権意識を持つよう、研修の充実に努めます。また、子どもに効果的な人権教育が行えるよう、指導方法や指導内容の研修を深め、実践的指導力の向上を図ります。

取り組みの方向性

- 教職員などに対する本市ならではの研修の促進
- 実践的指導力の向上を支援

③ 社会教育関係職員などにおける人権研修などの充実

社会教育関係職員などは、地域社会を基盤に地域住民と密接なかかわりをもって活動しており、そのなかで人権問題について共に語り合い、学習をすることが大切です。このため社会教育関係職員などについては、人権教育が生涯学習における重要な課題であることを認識し、地域住民の人権意識を確立させていくことを目的とした研修の充実に努め、その力量を高めるよう努めます。

取り組みの方向性

- 人権教育の企画力などの向上



4 福祉関係職員などにおける人権研修などの促進

女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、社会的弱者といわれる立場にある人々と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子自立支援員、福祉事業従事者など）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が特に必要です。

福祉関係者にとって人権意識を高めることが重要な職務であることを踏まえ、誰もが公平で一人ひとりの人権を尊重した福祉が受けられる人権教育や研修の推進を図ります。また、保育所などの職員については、職員自らの人権意識を高め、子どもや保護者などの人権問題に対する理解を深め、実践力の向上を図るための研修を進めます。

取り組みの方向性

- 保健、医療、介護など職員の人権意識の向上
- 保育所など職員研修の充実

5 医療・保健関係者における人権研修などの促進

医療技術の進歩、生活様式の変化に伴い市民の健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した医療のあり方や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。医師・看護師・薬剤師・医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、人の生命や健康を守るという重要な役割を担っています。職務遂行にあたっては、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより生命の尊厳を重んじるとともに、患者や家族の立場を尊重し、患者本位の医療を提供することが求められています。

また、災害時や救急医療に従事する消防署などの職員は、高度な専門知識や技術をもとに市民の人権を尊重した避難・救助活動が求められます。そのためには、患者のプライバシーへの配慮など、患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

取り組みの方向性

- 医療・保健関係者に対する人権教育の促進

4 人権問題を解決する環境を整える

いじめや虐待、セクハラ、パワハラなど、人権が侵害されている状況下では人権についての知識や理解を根づかせることはできません。こうした人権侵害をなくすため市民などが人権教育・啓発を十分に推進でき人権が大切にされる環境を整えていくための取り組みを実施します。具体的な施策の推進にあたっては、本計画の趣旨や内容を市役所庁内の各部署に対して徹底するとともに、相互の連携を深めて取り組んでいきます。また、学校、民間（団体・事業所）、地域及び家庭などと連携を図りながら、全市をあげた取り組みを進めます。

1 市の実施体制の充実

本市は人権教育・啓発の推進のため、これまでも各種事業に取り組んできましたが、今後も本計画に基づき、総合的かつ効果的な推進を図るため、人権男女共同参画課を中心に全庁体制で総合的かつ計画的な取り組みに努めます。

取り組みの方向性

- 全庁的な取り組みの充実
- 計画の見直し



2 相談体制などの充実

人権侵害を受けた人が、安心して気軽に相談できる相手と、解決に向けた方法を一緒に考えていける環境を整えることが重要です。そのためには、市民に対して人権擁護委員や人権に関する身近な相談窓口について、あらゆる場を通して周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題の認識と理解を深めていくための相談のあり方の充実を図ります。

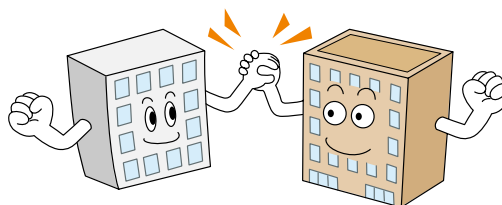
取り組みの方向性

- 多方面からの相談体制の充実

3 関係機関・団体との連携

人権侵害を受けた人が、安心して相談できる相手と、解決に向けた方法を一緒に考えていける環境を整えます。また、人権に関係する関係機関・団体との連携を図ります。具体的には、本計画の取り組みの実効性を高めるために、国や県、他の市町村との連携を図ることが重要となってきます。そのため、国の動きを注視しながら、県及び県内の他市町村との連携を図り、積極的な取り組みに努めます。

また、人権教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中だけでなく他の関係団体などとの連携が必要です。今後はさらに連携・協力を強化しながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。



取り組みの方向性

- 相談窓口の周知と関係機関・団体との連携

4 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発の推進にあたっては、新たに起こる人権問題も含めた個別の人権課題に関することをはじめとして、人権問題の歩みや施策、そして、人権問題相互の関連も考慮して総合的かつ体系的な教材や資料などを整備し提供する体制を整えます。

取り組みの方向性

- 総合的かつ体系的な人権問題関連資料の整備



5 要因・手法などに関する調査研究の推進

学校、市役所、事業所などにおいては、これまでさまざまな人権教育・啓発に取り組んできた実績があります。内容においては、人権の歴史と歩み、差別の現実と実態、人権問題と自分とのかかわり、差別や偏見をなくしていく取り組みなど、日常生活や地域社会に根差したものなど広い範囲に及んでいます。手法においても、広報紙、チラシをはじめとして、講演形式や体験的な参加型学習などが実践されてきました。

これらの要因・手法においては、対象者や地域社会の実情を生かし、実践を通してその効果を確認めたり、検証したりしながら、効果的な内容・手法を工夫・模索していきます。

取り組みの方向性

- 実効性のある研修プログラムなどの開発・普及



施策体系

基本理念

市民等による人権擁護の確立された差別のない
「人にやさしい、愛のまちなかま」

基本姿勢

- ① 人権教育・啓発活動の推進
- ② すべての人が共存できる人権尊重社会の実現
- ③ 市民参画による人権行政の推進

基本目標

1

人権問題を
解決しようと
する力を育てる

2

人権についての
正しい知識と
理解を育てる

3

人権文化推進の
担い手を育てる

4

人権問題を
解決する環境を
整える

施策の方向性

- ① 就学前における人権教育の充実
- ② 学校における人権教育の充実
- ③ 社会及び家族における人権教育の促進

- ① 実践につながる啓発活動の推進
- ② 市民に対する啓発活動の充実
- ③ 民間団体・事業所における啓発活動の促進

- ① 行政職員における人権研修などの充実
- ② 教職員などにおける人権研修などの充実
- ③ 社会教育関係職員などにおける人権研修などの充実
- ④ 福祉関係職員などにおける人権研修などの促進
- ⑤ 医療・保健関係者における人権研修などの促進

- ① 市の実施体制の充実
- ② 相談体制などの充実
- ③ 関係機関・団体との連携
- ④ 教材や資料などの整備と提供
- ⑤ 要因・手法などに関する調査研究の推進

分野別施策の推進

多岐にわたる人権課題の中で、本計画におけるさまざまな課題とその解決に向けての取り組みを以下に示します。

① 同和問題（部落差別に関する問題）

本市では差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫のもとに推進してきましたが、差別問題は依然として後を絶たず、未だ差別意識の解消に至っていないのが実情です。今日においても、就職や結婚問題などを中心に差別意識は根深く存在し、部落差別落書きやインターネットなどを利用した差別記事の書き込みなど、形態を変えた悪質な差別事象が多発しています。

そうした中、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げるとともに、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

このような動きを受け、本市では平成31年3月議会で、条例の一部改正が可決され、「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を同年4月1日から施行しました。この改正は、平成28年の国による「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」、「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」の公布、施行を受けたものであり、国の動向や本市の事情を踏まえるとともに条例の目的に今一度立ち返り、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対するあらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のないまちを実現するための取り組みを推進しているところです。

本市では、同和問題における歴史的な背景やこれまでの問題解決への取り組みの経緯を十分に認識し、これからも人権教育及び啓発活動の積極的な取り組みを推進します。また、近年顕在化する傾向にある地区住民に対する誹謗・中傷などの差別事象については、法務局をはじめ関係機関との連携を図りながら適切な解決を図るとともに、市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、研修会や講演会などさまざまな事業を推進します。

※地域改善対策協議会の意見具申～同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの精神を踏まえて今後とも国や地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならないなどの意見のことで。

② 女性に関する問題

女性の人権が尊重される社会を実現するためには、社会の一員として男女の対等な関係が保障されて、社会のさまざまな分野の活動に自分の意志に基づいて参画する機会が確保され、さまざまな利益を男女が平等に享受することができ、共に責任を担う男女共同参画の推進が大切です。

本市では、2019年（平成31年）3月、「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」で定められた基本目標を踏まえ、性別にとらわれず、一人ひとりが自立し、自らの意志をもって社会にかかわることができるように市民の意識づくりの高揚を図ります。

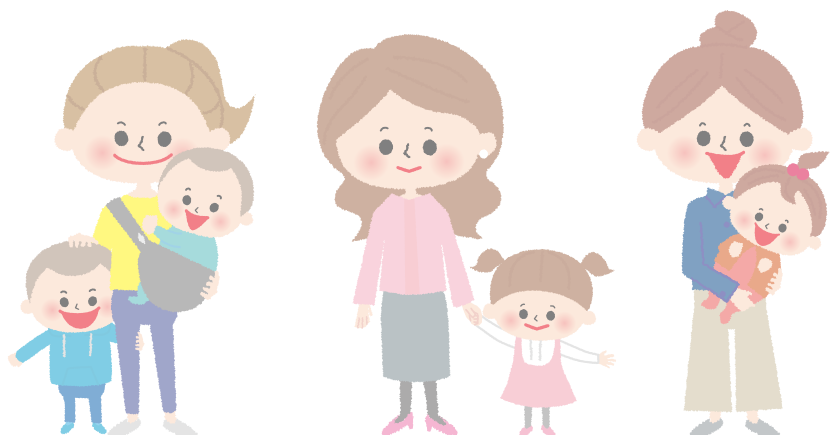
また、男女がお互いの人権を尊重することで男女平等意識の定着を図り、男女共同参画社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

③ 子どもに関する問題

次世代を担う子どもの人権を日常的に大人が尊重し、健やかに成長することの大切さを改めて認識することが必要です。

子どもの権利並びに児童福祉の普及を図るために、人権啓発を積極的に行うとともに、子どもが成長していく上での社会環境の点検や改善、学習機会の提供などを積極的に推進します。また、子育ての支援体制の整備、地域社会全体で子どもを育てるという環境づくりのために、家庭や地域社会の教育力の向上を図りながら、子どもが心豊かに育まれる地域社会を目指して、人権意識の高揚を図ります。

さらに、子どもの健全育成のための諸施策を推進し、子どもの人権尊重及び擁護に向けた取り組みを行うことで、子ども一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせるまちづくりをめざします。



4

高齢者に関する問題

高齢化が進んでいく中で、明るく活力のある高齢者社会を確立するため、地域社会での声掛け・見守りなどへの参加及び勧誘を充実していくとともに、高齢者が積極的に社会参加できるよう、健康保持や生きがい対策を強化しながら、いきいきと暮らせる地域社会づくりを目指します。

本市においては、高齢者が尊厳や生きがいをもち、長年住み慣れた地域社会で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かしたボランティア活動などの社会参加の促進に努めます。併せて、地域社会全体が介護問題をはじめとした高齢者を取りまく諸問題に対する理解を深め、認識を高めるための取り組みを推進します。

また、本市としては、今後増加することが見込まれる高齢者に対する虐待問題をはじめ、認知症高齢者の財産管理や身上監護などの権利擁護をするための日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）※、成年後見制度※といった制度の周知と支援体制の充実を図り、介護している家族などを手助けできる地域のネットワーク化を促進します。

※日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）～認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの手続きのお手伝いや日常的な金銭管理・書類の預かりサービスなどを行うもので、市や社会福祉協議会が連携して行っている事業です。

※成年後見制度～認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても良し悪しの判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度です。



5 障がいのある人に関する問題

国・県・本市の取り組みや施策により、障がい者に対する市民の理解や認識は徐々に深まっています。また、地域社会においても支援体制も整いはじめ、障がい者の自立と社会参加できる環境も徐々に増しています。2016年（平成28年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を目指すことと規定されました。このことから、障がいに対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などが求められるようになりました。

共生する社会やノーマライゼーションの理念の実現は、心身に障がいがあっても自分の力で物事を決定し、誇らしく生きることができ、本市では障がいの有無にかかわらず、市民が住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らすことができるよう、互いに支え合い社会参加できるまちづくりを推進します。

さらに、障がい者に対する差別や偏見に積極的に対応し、権利の擁護やさまざまなサービスについて情報提供を行うとともに、障がい者の問題などに対する理解と共感を育んでいく取り組みが必要です。加えて、障がい者が必要な時に、必要な場所で適切な支援をスムーズに受けられるよう関係各課との適切な連携及び役割分担を機能させ、障がい者に応じた施策が企画・立案され、実施される必要があります。

「障害者週間」(12月3日～9日)などさまざまな行事を通して、障がい者の問題に対する理解を深め、障がい者の人権が尊重される啓発活動に努めます。

6 インターネットに関する問題

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの暮らしを飛躍的に変化させ、便利なものになっています。その一方でインターネットの掲示板やソーシャルネットワーキングサービス（通称：SNS）などへの個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、学校裏サイトなどでのいじめ、インターネット上の人権侵害行為が深刻で大きな社会問題となっています。

このため利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解の下、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないことを目的とした広報・啓発を推進する必要があります。また、学校教育の現場においても、情報化の進展が社会にもたらす悪影響について理解し、情報の収集と発信における個人の責任、情報モラル、危険についての教育の充実を図る必要があります。

7 外国人に関する問題

国際化の進展に伴い、経済をはじめとするさまざまな分野でグローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加するとともに国籍が多様化しています。一方では、地域社会や雇用の場などにおいて、外国人と日本人との間で言語、文化、生活習慣、価値観の相違などに起因した日常生活に関係する理解不足や生活習慣の違いによる問題が生じています。

また、人々の意識の中には、歴史的経過からくるアジア諸国などの人々に対して差別や偏見が未だに残っています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチを行っているとした団体によるデモ・街宣活動が全国で確認されており、ヘイトスピーチを解消するため、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

このような環境の中で、外国人たちが市民と共に安心して生活できるまちにするため、異なる文化や価値観や生活習慣などの違いを認めあい、お互いの人権を尊重しあいながら、外国人との相互理解を深め友好関係を築いていく必要があります。

今後、本市で生活する外国人は増加していくことが予想され、言語や宗教、生活習慣などの違いから、就労差別やアパートなどへの入居拒否など外国人の人権に関わるさまざまな問題への対応が求められることとなります。特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせる行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。さらに、外国人と日本人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、市民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

本市では、人種・民族・国籍を問わず、市内居住の外国人の人権をお互いに尊重しあい外国人にとって住みやすいまちづくりに努めます。



8

性的少数者に関する問題

性的少数者に対する差別的取扱いが不当であるとする認識は社会に広がりつつありますが、理解が十分とはいえない状況です。

男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性と心の性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

教育活動においても、性的少数者である児童・生徒に配慮する取り組みが進められていますが、児童・生徒や教職員の性的少数者に対する理解は十分とは言えず、児童・生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制を整えていきます。

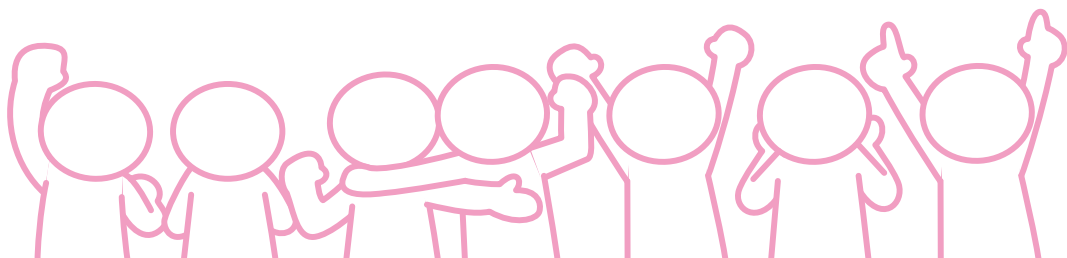
9

人権に関するさまざまな問題

同和問題、女性問題、子どもの問題、高齢者の問題、障がい者の問題、インターネット、外国人、性的少数者に関する問題の分野別人権問題のほかにも、いわゆる社会的弱者として人権が十分に保障されていない人たちに関する問題、社会情勢の変化に伴って発生した人権問題が存在します。

分野別以外の人権問題の解決のためには、まず何が人権問題なのかを的確に判断できる知識や感性を育てるとともに、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、個人の尊厳を守るという理念を基調にしながら、みんなで社会を支えていく「共生社会」の実現に向けて取り組むことが重要です。

これらの人権課題についても、差別と偏見を解消するため、あらゆる機会をとらえて、引き続き教育や啓発活動を推進します。



① HIV感染者・ハンセン病（元）患者などに関する問題

②その他の人権に関する問題

- これまでに記述した以外にも、刑を終えて出所した人の問題、東日本大震災による風評被害、中国残留孤児や家族の問題、アイヌの人々の問題、矯正施設における被収容者の問題、北朝鮮による日本人拉致問題、人身取引の問題、ホームレスの問題など、人権に関するさまざまな問題があります。このような人権問題に対しても、あらゆる機会をとらえて差別意識や偏見をなくすため、個々の課題に応じた施策の推進に努めます。
- 国際化や高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じた取り組みを進めます。
- 「アイヌの人々」への民族差別、「ホームレス」への嫌がらせや暴行、偏見などの人権課題があります。また、「セクハラ、パワハラ、モラハラ」など、さまざまな「ハラスメント」による人権侵害などの問題も生じています。今後も、これらの問題への正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。
- これまで、人権課題として取り扱われることはあまりなかった問題についても、それぞれの状況に応じた取り組みを進めます。



■ 発行 / 福岡県中間市 令和2年3月31日 発行

■ 企画・編集 / 中間市市民部人権男女共同参画課
(中間市人権センター内)

〒809-0011 福岡県中間市岩瀬一丁目17番1号

TEL 093(245)3511・FAX 093(245)3519